

(指導及び助言)

第11条 国は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

【要旨】

本条は、国が、認定計画に従って行われる特定研究開発等の適確な実施に必要な指導及び助言を行うべき旨を定めている規定である。

【解説】

認定計画に従って行われる特定研究開発等は、その円滑な実施の観点から国の適切な指導及び助言を受けつつ行うことが効率的であるとともに、当該認定計画は、国の認定事項となっており、各種の助成措置を与えているところであるので、その適切な実施を政策的にも確保する必要がある。したがって、国の指導及び助言を特に明記したものである。